地拵作業仕様書

１．作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（１）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（２）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に１ｍ以下の高さに棚積みすること。
この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。
植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（３）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径５０ｃｍの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。
苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（４）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（１）～（３）に準ずること。

２．渓床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない渓流敷外に除去すること。
なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

３．立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

４．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

植付及び補植作業仕様書

１．苗木の購入及び検収

（１）乙は、甲の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、乙の責任において優良な苗木を確保すること。

２．苗木の管理

（１）検査を受けた苗木が衰弱しないよう、早急に仮植地に仮植し適切に管理すること。

（２）仮植地は監督職員と協議し、できるだけ植付現場に近く、水害等の被害のおそれのない平坦地又は緩傾斜地で土壌が深く膨軟な所を選定すること。

（３）仮植地は、仮植の前日までに耕耘しておくこと。

（４）仮植は、列状に溝を掘り、苗木は束をほどいて１本並べとし、根が曲がらないように土を寄せて根元の両側をよく踏みしめておくこと。
仮植期間が短い場合でも、束のままで仮植しないこと。

（５）樹種、品種等により区分して仮植し、数量等を標示しておくこと。

（６）仮植中は苗木の衰弱、枯死を防止するため、こも、わら等で直射日光を遮断し必要に応じて灌水するなどの保護処置を行うこと。
また、仮植地の周辺には排水溝を設けること。

（７）苗木が衰弱し、植付後の活着が危ぶまれる場合は、その処置について直ちに監督職員の指示を受けること。

３．苗木の小運搬

（１）仮植地から植付現場まで運搬する苗木は、当日の植付予定本数にとどめ、植え残った苗木は現地に仮植しておくこと。

（２）運搬に当たっては、必ず、こも等で梱包し、苗木の乾燥を防止すること。

４．植付要領

（１）普通植栽

ア．植付地点を中心に、５０ｃｍ四方に落葉等の地被物を取除き、中心に植穴を掘る。
植穴は、直径３０ｃｍ、深さ２５ｃｍを基準とし、傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。

イ．植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の８分程度入れ、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に土壌を加えて踏みしめること。

ウ．苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

（２）耕耘植栽

ア．植付地点を中心に、８０㎝四方に落葉等の地被物を取除き、表層の土壌をはぎ取り片脇

に寄せ、そのあとをよく耕耘し中心に植穴を掘る。
傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。
植穴は、直径４０㎝以上、深さ３０㎝以上とする。

イ．植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の８分程度入れて、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に下層の土壌を加えて踏みしめること。

ウ．苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

５．作業上の留意事項

（１）植付ける際は苗木袋等を使用し、特に苗木の根部が乾燥しないように注意すること。

（２）植付地点が伐根あるいは岩石等で植付困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。

（３）植穴の中の木の根、石礫等は取り除くこと。

（４）落葉等の地被物が植穴に混入しないように注意すること。

（５）植付後は必ず見回り、不良苗木又は植付不良のものは手直しを行うこと。

（６）植付ける苗木は、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにしておくこと。

６．樹種界及び植付除外地の標示

同一記番に複数樹種の植付区域や、あるいは植付除外地がある場合は現地に標示し、不明な場合は監督職員の指示を受けること。

７．補植作業の留意事項

補植に伴う植付位置等は監督職員の指示に従うこと。

８．施肥

植付と同時に施肥を行う場合は、植穴に８分程度土を入れたとき、苗木の根元から約１５ｃｍ離して肥料を施し覆土する。

施肥方法は、現地の傾斜により環状施肥又は半月状施肥とし、施肥器を使用する場合は、点状施肥とする。

施肥量、その他詳細については、監督職員の指示に従うこと。

９．不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を乙の負担により確保すること。

10．獣害防止ネットを設置する場合

（１）設置するネット（ポール等の付随品も含む）は、甲の指定する規格のものを購入し、設置の前に監督職員の検査を受け、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにすること。甲、又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。

（２）獣害防止ネット設置にあたっては、獣害防止ネット取扱説明書に従い確実に設置すること。

11．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

コンテナ苗木植付作業仕様書

１．苗木の購入及び検収

（１）乙は、甲の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、苗木保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）苗木の検収については、九州森林管理局が別途定めるコンテナ苗木検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足及び不合格苗木については、乙の責任において優良な苗木を確保すること。

２．苗木の管理

（１）検査を受けた苗木は植え付け場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのないところに保管すること。

（２）苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し潅水するなど、苗木の乾燥防止について充分な措置を講ずること。

３．植付要領

（１）植付地点を中心に径７㎝、深さ１８㎝程度の植穴を掘る。

（２）苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。

（３）側方は、根鉢と植穴との間に隙間がないように土を入れる。

（４）地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根鉢をつぶさない程度に足で踏み、落葉等で被覆する。

４．作業場の留意事項

（１）苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。

（２）苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう十分注意すること。

５．不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を乙の負担により確保すること。

６．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

１．獣害防止ネットの購入及び検収

（１）乙は、甲の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送費及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）獣害防止ネットの検収については、契約図書（特記事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、甲の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、乙の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

２．獣害防止ネット設置要領

（１）ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。

（２）支柱は地形・地質を考慮し４m間隔を基本に打ち込み固定すること。

（３）急傾斜地における支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。

（４）ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。

（５）支柱とネットが接する部分は３箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。

（６）各支柱間のネットの下部（スカート部分の端）には２箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。

（７）支柱の補強については、支柱２本当たり１箇所を基本にアンカーを両側からとり、ロープで支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。

（８）出入り口を監督職員の指示により設置すること。

（９）上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

３．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。